

危険要因の把握とその対策

危険要因の把握

1. 保安方針

理念・基本方針

保安の確保に関する理念及び基本方針を定めている。

保安の確保に関する基本方針を具体的に示している。

保安の確保に関する基本方針に法令等の遵守を盛り込んでいる。

保安に関する理念・基本方針を関係者に周知徹底している。

保安に関する基本理念・基本方針を定期的に見直している。

業務委託業者（以下「業者」という。）に対する理念・基本方針

大阪市役所（以下「市役所」という。）内の業者に対し、市役所の保安に関する理念・基本方針を反映して方針、計画を策定することを明確に定めている。

市役所内の業者と市役所内の保安情報について共有化を図っている。

市役所内の業者の従業員に対し、保安の確保に関する理念・基本方針の周知を図っている。

2. 保安に関する規程

予防規程

予防規程を定めている。

予防規程に法令で示された必要事項を盛り込んでいる。

予防規程は、実態に応じて見直している。

予防規程は、明確かつ具体的に定めている。

予防規程の遵守状況を確認している。

消防計画

消防計画を定めている。

消防計画に法令で示された必要事項を盛り込んでいる。

消防計画は、実態に応じて見直している。

消防計画は、明確かつ具体的に作成している。

消防計画の遵守状況を確認している。

緊急時対応基準

緊急対応基準を定めている。

緊急対応基準に必要事項を盛り込んでいる。

緊急対応訓練を行っている。

緊急時の関係諸官庁への通報体制を定めている。

局内緊急連絡体制を定めている。

3 . 運転管理

運転管理基準

運転管理基準を定めている。

運転管理基準は定期的に見直している。

設備・運転方法等の変更があった場合は、事前に十分な検討を行い改定している。

基準の遵守状況を確認している。

運転管理

運転マニュアルを作成している。

運転管理組織には、有資格者等を適正に配置している。

交替時に引継ぎを行っている。

スタートアップ手順を定めている。

シャットダウン手順を定めている。

緊急時の初期対応を定めている。

緊急停止基準を定めている。

定期的にパトロールを実施している。

運転部門教育訓練計画を策定している。

4 . 危険性物質管理

危険性物質管理基準

危険性物質管理に関する基準を定めている。

危険性物質管理に関する基準の対象となる物質を明確にしている。

基準を定期的に見直している。

基準の遵守状況を確認している。

危険性物質の貯蔵・取扱数量を把握している。

定期的に数量を確認している。

危険性物質の取扱場所は特定している。

規程・基準に則った危険性物質の管理を実施している。

危険性物質のそれぞれの危険性特性に応じた安全対策を実施している。

廃棄物に関しても規程・基準にそった危険性物質の管理を実施している。

危険性物質の貯蔵・取扱状況について日常点検を実施している。

5 . 設備管理

設備管理基準

設備管理に関する基準を定めている。

設備管理に関する基準を必要の都度又は定期的に見直している。

設備管理に関する基準の管理責任者を定めている。

基準の遵守状況を確認している。

中長期の保全計画を定めている。
設備管理に関する基準に従った日常点検・定期点検を実施している。
点検・検査の報告書を作成している。
設備巡回点検を行っている。
定期点検要領を定めている。

6 . 保安管理体制

保安管理組織

保安管理体制組織を編成している。
保安管理組織の業務内容を明確にしている。

自衛消防組織

自衛消防組織を編成している。
自衛消防組織の業務及び責務を定めている。
定期的に自衛消防組織の教育・訓練を実施している。

警備体制

警備体制（警備員室、機械警備を含む）を構築している。
警備員等は、事務所内を定期的に巡回している。
警備員等に発災時の関係機関への即時通報・連絡を周知徹底している。

業者との連携

業者も含めた保安管理体制を構築している。
業者に対して業者が行う保安管理業務を明確にしている。

7 . 工事・変更

工事・変更

工事に際し工事関係者と十分打ち合わせを行っている。
工事範囲等明確に把握している。
工事に際し火気使用等について定めている。
工事完了に際し十分な引継ぎ及び取扱い説明を行っている。
工事完成に際し各主基準・マニュアル等変更を行っている。

8 . 教育・訓練

教育・訓練

予防規程に定められた保安教育を行っている。
予防規程に定められた緊急対応訓練を行っている。
教育訓練計画に基づいて運転部門の教育訓練を行っている。
消防計画に定められた教育・訓練を行っている。